

発議第4号

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻事案の平和的解決と国民生活への影響に対する適切な対応を求める意見書

標記について、高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

令和4年3月24日提出

提出者 高山市議会議員 石原正裕

賛成者 高山市議会議員 水門義昭  
車戸明良  
岩垣和彦  
榎隆司

## ロシアによるウクライナへの軍事侵攻事案の平和的解決と国民生活への影響に対する適切な対応を求める意見書

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害し、武力によって一方的に現状を変更しようとする行為であり、国際法及び国際連合憲章への明確な違反である。こうした事態によって、多くの市民が犠牲となり、膨大な数の避難民が発生している。また、プーチン大統領の核兵器の使用を示唆するような発言については、核兵器の悲惨さや恐ろしさを知る唯一の戦争被爆国として断固抗議しなければならない。

今般のロシアの行動は、国際秩序の根幹を脅かし、人権を著しく侵害し、恒久平和の実現に向けた国際社会の努力を踏みにじるものであり、決して容認してはならない。

一方、我が国では、ロシアへの経済制裁等により、物価の上昇など日常生活への影響が避けられない状況となっている。

よって、国においては、国際社会と連携し、事態の早期収拾に向けた厳格かつ適切な対応を講じるとともに、日本国内においては、市民の暮らしへの影響に対して万全を尽くすよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

令和4年3月24日

高山市議会